

令和５年度（２０２３年度）第７回市有財産審議会 議事録要旨

１ 日 時： 令和６年（２０２４年）１月３１日（水曜日）

１３：３０～１４：３０

２ 場 所： 熊本市庁舎５階 庁議室

３ 出席者： 深水副市長、中垣内副市長、田中政策局長、宮崎総務局長、井芹都市建設局長
三島財政局長、吉村財務部長、高永土木部長

４ 議 題

- (１) 消防団機械倉庫用地の取得に伴う普通財産の交換地価格について
- (２) 普通財産（土地）の処分について
- (３) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（新規）
- (４) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（新規）
- (５) 行政財産（土地・建物）の目的外使用許可について（変更）
- (６) 土地改良財産（県営熊本南部地区湛水防除事業）の譲与申請について
- (７) 土地（管理用通路）の寄附採納について
- (８) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）
- (９) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（変更）
- (１０) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）
- (１１) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）
- (１２) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）
- (１３) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）
- (１４) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）
- (１５) 行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

５ 議事要旨

(１) 消防団機械倉庫用地の取得に伴う普通財産の交換地価格について

消防団機械倉庫用地の取得に伴い、熊本市が所有する普通財産と菅原神社が所有する土地を交換するもの。

(受) 熊本市東区保田窪本町 544 番 6 81.75 m²

(渡) 熊本市中央区保田窪二丁目 542 番 58.18 m²

質疑応答 なし

審議結果 承認

(2) 普通財産(土地)の処分について

熊本県が施行する谷尾崎3期地区農道整備事業に伴い、地域教育推進課が所管する普通財産(土地)の一部を熊本県に対し売り払うもの。

(処分地) 熊本市西区河内町岳字南平 1876 番 2 の内

(処分面積) 449.80 m²

(処分価格) 2,428,920 円

質疑応答 なし

審議結果 承認

(3) 行政財産(土地)の目的外使用許可について(新規)

くまもと産業復興エキスポのバス待機所として、熊本県に対し、戸島塵芥埋立地の使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(4) 行政財産(土地)の目的外使用許可について(新規)

熊本県が実施するロアッソ熊本のホームゲーム時の県民運動公園周辺道路の渋滞緩和のためのパーク&バスライド駐車場及びバス乗降場に使用するため、株式会社アスリートクラブ熊本に対し、戸島塵芥埋立地の使用を許可するもの。

質疑応答

(質問) ロアッソホームゲームの開催に公益性があるのではなく、開催に伴って行うパークアンドライドに公益性があるということで使用料を免除するということか。

(回答) 熊本県がパークアンドライド事業の委託者であり公益性が認められることなどから、今回の件については使用料を免除としている。

(質問) 議案3と使用する場所が重複しているため、許可書の記載に留意すること

(回答) 許可書に条件を付け加えるなどして対応する。

審議結果 承認

（５）行政財産（土地・建物）の目的外使用許可について（変更）

西部交流センターの指定管理者である西部交流センター管理運営共同企業体に対し、西部交流センター内売店の拡張のため、使用面積を増やして使用することを許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

（６）土地改良財産（県営熊本南部地区湛水防除事業）の譲与申請について

過去に熊本市が県営土地改良事業の申請を行い、県営土地改良事業により昭和５６年度に造成した農業用排水施設（排水機場）について、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例第１２条第３項並びに熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則第８条第２項に基づき土地改良財産の譲与申請をしたく附議するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

（７）土地（管理用通路）の寄附採納について

熊本市宅地耐震化推進事業による熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の設置に伴い、施設を管理するための通路を本市に寄附していただくもの。

質疑応答

（質問）管理用通路という財産種類があるのか。整理しておくこと。

（回答）法定外道路ではなく、通路という種類はあったと思う。

（質問）普通財産であるか。

（回答）行政財産である。

審議結果 承認

（８）行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

都市計画道路パイン通り線道路改良工事に伴う現場事務所等設置のため、改良工事の受注者に対し、南区役所城南総合出張所第２駐車場の使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(9) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（変更）

熊本県農業共済組合に対し、熊本支所植木出張所の事務所として、北区役所３階のスペースの使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(10) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）

熊本市スポーツ協会に対し、執務場所として、スポーツ振興課内のスペースの使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(11) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）

くまもと市文化協会に対し、執務場所として、文化政策課内のスペースの使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

(12) 行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）

熊本市立千原台高等学校清爽会に対し、PTA 業務の執務場所として、熊本市立千原台高等学校内のスペースの使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

（１３）行政財産（建物）の目的外使用許可について（新規）

熊本市立必由館高等学校必由会に対し、PTA 業務の執務場所として、熊本市立必由館高等学校内のスペースの使用を許可するもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

（１４）行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

西日本電信電話株式会社に対し、九州電信の発祥の地であることを示す記念碑を設置するため、こども文化会館敷地の使用を許可するもの。令和５年度第１回（５月）市有財産審議会にて承認を得た面積から、面積が増えたため再度諮るもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認

（１５）行政財産（土地）の目的外使用許可について（変更）

熊本県立熊本商業高等学校同窓会に対し、旧熊商建立に関する記念碑を設置するため、こども文化会館敷地の使用を許可するもの。令和５年度第１回（５月）市有財産審議会にて承認を得た面積から、面積が増えたため再度諮るもの。

質疑応答 なし

審議結果 承認